

千葉県報

定例
令和6年6月18日

主要目次

- 人事委員会規則の一部を委任する規則の一部を改正する規則
一
- 令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領
一
- 令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領
一
- 救急病院の認定
一
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託
一
- 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第六条第一項第六号の規定による区域の指定
一
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)
二
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)
三
- 特定調達公告
三
- 入札公告(二件)
三
- 落札者等の公告
一〇

規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年六月十八日

千葉県人事委員会規則第二十三号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ト中「(第十一条に規定する筆記考査に係る事務を除く。)」を削る。

第三条第一号イ中「から第四号の二」を「から第四号」に、「除き、第十条第一項第四号の二の規定による職への採用に関する選考に係る事務のうち第十一条に規定する筆記考査に係る事務に限る」を「除く」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

千葉県告示第三百五十号

令和六年二月定例県議会の議決を経た令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領は、別冊のとおりである。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百五十一号

令和六年二月定例県議会の議決を経た令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百五十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構 下志津病院	四街道市鹿渡九三四番地五	令和九年六月十五日

千葉県告示第三百五十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、船橋ポートパークに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名称及び代表者の氏名	所在地	委託期間
船橋市漁業協同組合 代表理事組合長 中村繁久	船橋市湊町一丁目二四番六号	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

千葉県告示第三百五十四号

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例(平成十三年千葉県条例第三十八号)第六条第一項第六号の規定により、区域を次のとおり指定する。

なお、この告示は、令和六年六月二十八日から施行する。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	区域
富里一	富里市久能字池田、字上池田及び字下池田、大和字赤坂、字池台及び字二久保並びに七栄字獅子穴の区域のうち、次の図面に示す区域
富里一二	富里市新橋字大作、字杣田台、字瓜房、字寺沢、字薬師岳、字登台、字宮ノ台、字外山、字中ノ莖及び字中ノ台の区域のうち、次の図面に示す区域

備考 「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び成田土木事務所並びに富里市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十八日から十月十八日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十八日から十月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパーク木更津
木更津市金田東三丁目一番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

アディダスジャパン株式会社 代表取締役 ステイン・ヴァンデヴォーストほか

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワーほか

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

アディダスジャパン株式会社 代表取締役 小佐妻綾子ほか

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワーほか

変更年月日

7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和五年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和六年三月四日ほか

届出年月日

令和六年三月二十一日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済産業振興課

三 縦覧場所

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年六月十八日から十月十八日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十八日から十月十八日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール富津
富津市青木一丁目五番地三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
5 変更年月日

令和五年四月二十一日、同年九月三十日及び同年十月一日
届出年月日

令和五年十二月二十二日
縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び富津市建設経済部商工観光課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取市
豊浦土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

香取市三ノ分目一四六番地

篠塚 正典

二 就任理事

香取市三ノ分目一二一番地

額賀 健夫

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、小中川
土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和六年六月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

大網白里市萱野五八二番地

前田 正利

経田五九番地

今井 基雄

永田一、六一三番地

齊藤 嘉之

北横川一二九番地

佐久間 正男

駒込一、六二九番地

内山 守博

南横川七二二番地

中古 忠利

千葉市緑区小食土町二〇三番地

田中 勝博

大網白里市池田一八九番地

山田 義忠

大網五、四〇七番地

石井 仁志

北吉田二八三番地

八木 優志

茂原市栗生野三五二番地

小川 清夫

法目二、六八八番地

八角 徳政

二 退任監事

大網白里市小中一、五九六番地一

吉田 喜久夫

北飯塚一二四番地

中村 康夫

大網五、六七四番地

市原 一正

茂原市栗生野九八八番地

秋葉 秀雄

三 就任理事

大網白里市萱野五八二番地

前田 正利

みずほ台一丁目九番地三

菅谷 元一

永田八二番地

伊藤 秀夫

富田一、九五二番地三

加藤 康幸

南横川七二二番地

中古 忠博

南飯塚二二六番地

小倉 久男

千葉市緑区小食土町二二二番地

布施 久磐

大網白里市池田二一〇番地一

初芝 光弘

大網五、四〇七番地

石井 優仁

北吉田二八三番地

八木 清志

茂原市栗生野三五二番地

小川 清夫

法目二、六八八番地

八角 徳政

四 就任監事

茂原市栗生野九八八番地

秋葉 秀雄

大網白里市北横川一二九番地

佐久間 正男

大網五、六七四番地

市原 一正

茂原市栗生野二、九四九番地一

三橋 弘明

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年6月18日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 小型貨物自動車1500cc以下(県土整備政策課) 31台(下取車31台有り)

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和7年3月24日

<p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は契約希望金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話043(223)2211</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年6月18日から7月16日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年7月30日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年7月30日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年7月31日午前10時 千葉県庁中庁舎6階総務部管財課入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>	
--	--

<p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年7月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年7月16日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: small truck 1500cc etc. (Land Development Policy Division), 31 units (31 vehicles available for trade-in)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 30 July, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs</p>	
---	--

Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi,
Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2211

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年6月18日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 安房合同庁舎建築工事
- (2) 工事場所 館山市北条
- (3) 工期 令和9年1月29日まで
- (4) 工事の概要

ア 目的 千葉県県有建物長寿命化計画における「県有建物の整備計画」に基づき、周辺の県機関を集約の上、移転建て替えにより再整備を行う。

イ 構造等

(ア) 事務所棟

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積 6, 246㎡

(イ) 車庫倉庫棟

鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積 1, 717㎡

(ウ) 防災備蓄倉庫棟

鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 513㎡

ウ 概要図 別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおり

(5) 主要資材 鉄骨 937t、鉄筋 975t、コンクリート 7, 673㎡、アル

ミニウム製建具 49箇所

(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。

(7) 入札方法 この工事は、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

(8) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務負担行為として定められているが、令和6年度の支払限度額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。

ウ この工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工実施要領(令和5年10月13日制定)に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工(発注者指定方式)である。

2 入札に参加する者に必要な資格

この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。

イ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。

ウ 代表者は、過去15年間(平成21年4月1日から令和6年6月18日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の事務所、庁舎又はこれらの用途を含む複合施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が1棟で3, 100㎡以上の建築物の新築、増築又は改築(改修は除く。)に係る建築一式工事を元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)として施工した実績があること。

エ 3者で構成する共同企業体においては、代表者を除く2者のうち1者は、過去15年間(平成21年4月1日から令和6年6月18日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の事務所、庁舎又はこれらの用途を含む複合施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が1棟で3, 100㎡以上の建築物の新築、増築又は改築(改修は除く。)に係る建築一式工事を元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)で施工した実績があること。

オ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。

カ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。

キ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。

ク 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

ク 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱(平成7年11月7日制定)に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

<p>ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づき指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。</p> <p>ウ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が997点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された建築一式工事に係る客観点数が997点以上であること。</p> <p>エ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できるものであること。</p> <p>オ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>（ア） この工事に係る設計業務等の受託者 商号 株式会社アール・アイ・エー 所在地 東京都港区港南一丁目2番70号</p> <p>（イ） 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者 a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。</p> <p>ク この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。</p> <p>ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づき裁判所の更生手続開始決定が行われていること。</p> <p>コ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づき裁判所の再生手続開始決定が行われていること。</p> <p>3 総合評価に関する事項 （1）総合評価の方法</p>	<p>ア 評価方式は、標準型とする。</p> <p>イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。</p> <p>ウ 「加算点」の算出方法は、（2）アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。</p> <p>エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。</p> <p>（2） 価格以外の評価点の算定方法</p> <p>ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">（1） 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む） 及び地業の施工管理に 関する具体的な提案に ついて</td> <td rowspan="2">各 10 点</td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。</td> <td>各10点</td> </tr> <tr> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。</td> <td>各5点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（2） 工事全般の施工計画</td> <td rowspan="2">24 点</td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切である。</td> <td>各0点</td> </tr> <tr> <td>総合的な観点から優れる。</td> <td>各2点</td> </tr> <tr> <td>（配点は1項目につき1 2点を与える。）</td> <td>不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。</td> <td>総合して 優れる。 総合して 可。</td> <td>各0点</td> </tr> <tr> <td>無効</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン（令和6年4月）に基づき行うものとする。</p> <p>（3） 評価内容の担保 「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。 受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。 なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。</p>	評価項目	配点	評価基準	評価点	（1） 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む） 及び地業の施工管理に 関する具体的な提案に ついて	各 10 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各5点	（2） 工事全般の施工計画	24 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各0点	総合的な観点から優れる。	各2点	（配点は1項目につき1 2点を与える。）	不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。	総合して 優れる。 総合して 可。	各0点	無効			
評価項目	配点	評価基準	評価点																						
（1） 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む） 及び地業の施工管理に 関する具体的な提案に ついて	各 10 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点																						
		課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各5点																						
（2） 工事全般の施工計画	24 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各0点																						
		総合的な観点から優れる。	各2点																						
（配点は1項目につき1 2点を与える。）	不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。	総合して 優れる。 総合して 可。	各0点																						
無効																									

<p>4 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は、入札を取りやめることとする。</p> <p>1 回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、当該電子入札システムにより通知する日と同日付けで郵送により通知する。</p> <p>なお、再度入札の回数は2回とし、再度入札においても工事費内訳書の添付を必要とする。</p> <p>(1) 入札書受付期間</p> <p>令和6年8月5日(月曜日) 午前9時から6日(火曜日) 午後5時までに電子入札システムにより提出すること。郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。</p> <p>(2) 郵送による場合の入札書の提出場所</p> <p>〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県国土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話043(223)3113</p> <p>(3) 開札日時(1回目)</p> <p>令和6年9月6日(金曜日) 午後2時に電子入札システムにより行う。</p> <p>5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項</p> <p>この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならない。</p> <p>(1) 提出期間等</p> <p>ア 期間 令和6年6月19日(水曜日)から7月4日(木曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)</p> <p>イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ウ 場所 4(2)に示す場所</p> <p>エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。</p> <p>オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。</p> <p>(2) 資格者名簿への登載通知</p>	<p>令和6年7月25日(木曜日)に郵便をもって通知する。</p> <p>6 入札参加資格の確認等</p> <p>この工事の入札に参加できる者は、5により資格者名簿に記載される共同企業体であることとする。この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和6年6月19日(水曜日) 午前9時から7月4日(木曜日) 午後5時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送(書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。)により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年6月19日(水曜日)から7月4日(木曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。)</p> <p>イ 提出場所 4(2)に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部</p> <p>(3) 資格確認資料の様式</p> <p>千葉県国土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認結果通知</p> <p>令和6年7月25日(木曜日)に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。</p> <p>7 技術資料の提出</p> <p>この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和6年8月5日(月曜日) 午前9時から6日(火曜日) 午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年8月5日(月曜日)から6日(火曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。)</p> <p>イ 提出場所 4(2)に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部(電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。)</p> <p>(3) 技術資料の様式</p>
--	--

千葉県県土整備部技術管理課のホームページからダウンロードして用いること。

8 契約条項等を示す場所
この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)の縦覧及び交付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和6年6月18日(火曜日)から8月2日(金曜日)まで(県の休日を除く。)

(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部営繕課 電話043(223)3451

(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所

イ 申込方法 希望者は、令和6年6月18日(火曜日)から8月2日(金曜日)まで(県の休日を除く。)に、電話により申し込むこと。

ウ 交付期間 令和6年6月18日(火曜日)から8月2日(金曜日)まで(県の休日を除く。)

エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問がある場合は、入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、これらの書類に係る電子データを収納したCD-R等の記録媒体及び電子データを印字した書類を千葉県県土整備部営繕課長宛てに郵送又は託送により提出すること。

ア 提出期限 令和6年7月5日(金曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。)

イ 提出先 (3) に示す場所

質問に対する回答は、令和6年7月26日(金曜日)午後5時までに入札情報サービスに掲載し回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 1 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム(フレイム容量は、3.0MB以内)に収めること。)又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額

ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで
その他の工事	内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)まで

(2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領(平成27年3月11日制定)第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。

1 2 調査基準価格

この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。

1 3 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 入札価格が、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

<p>1 4 低入札価格調査</p> <p>(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。</p> <p>(2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならぬ。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、提出期限までに提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 調査の結果、「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めぬこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。</p> <p>1 5 入札の無効</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。</p> <p>1 6 配置予定技術者の確認</p> <p>(1) この工事の入札に参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。</p> <p>また、配置予定技術者を二人以上とする場合は、技術者ごとに提出すること。</p> <p>(2) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない。</p> <p>(3) 落札者の決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。なお、配置技術者の病気、死亡、退職等の極めて特別の事情が生じたことにより発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合を除き、配置技術者の変更は認められない。</p> <p>1 7 苦情等の申立て</p> <p>(1) この工事の入札に参加申請をした上で資格がないとされた者は、その理由について、</p>	<p>入札参加資格確認結果通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産業課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産業課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p> <p>(2) この工事の入札において落札者にならなかつた者は、その理由について、総合評価方式の評価調査を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。</p> <p>(3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。</p> <p>1 8 その他</p> <p>(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。</p> <p>(2) 現場説明会は、実施しない。</p> <p>(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>(4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p> <p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 65点未満の工事成績評定を受けた者</p> <p>イ 工事完成検査等において、補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事項目的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事項目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合していないとして、工事請負契約に基づく補修（軽</p>
--	--

<p>微な手直し等を除く。)若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年千葉県条例第2号)第2条に該当するもの(予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約)であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に仮契約を締結しなければならず、議会の可決があつたときに本契約として効力を生ずる。</p> <p>ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。</p> <p>(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(14) 2(2)アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができ、入札に参加するためには、開札の時間において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。</p> <p>(15) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>19 問合せ先 千葉県県土整備部営繕課 住所 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(223)3451</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshihito Kumagai, Governor of Chiba Prefecture</p> <p>(2) Subject matter of the contract: Construction Work of Chiba Pref. Awa Area Admin. Bldg.</p> <p>(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 4 July, 2024</p> <p>(4) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 6 August, 2024</p> <p>(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M., 6 August, 2024 (tenders submitted by mail 5:00 P.M., 6 August, 2024)</p> <p>(6) Contact point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3113</p>	<p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和6年6月18日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>[掲載順序]</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①捜査支援システム賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年4月10日 ④NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤752,690,400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年2月27日</p> <p>その2</p> <p>①捜査支援システム賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年4月22日 ④株式会社JEC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤674,612,400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年3月8日</p>
---	--

発行 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県 購読申込先

購読申込先 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県 〇四三(二二二二)二六五八